

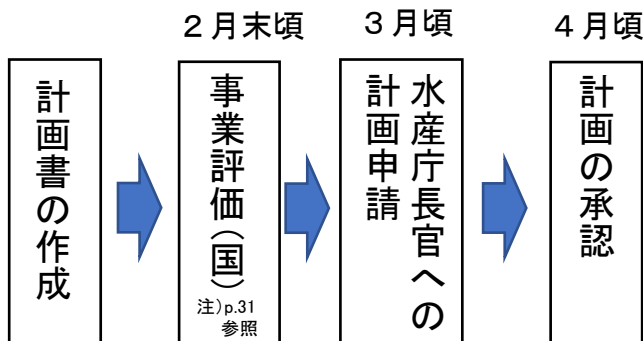
<関連する通知等>

- 「水産物供給基盤整備事業等実施要領」(令和5年3月31日付け4水港第2964号)
- 「水産物供給基盤整備事業等実施要領の運用について」(令和5年3月31日付け4水港第2966号)  
(特定漁港漁場整備事業計画の場合)
- 「漁港漁場整備法施行規則」(昭和26年農林省令第47号)
- 「特定漁港漁場整備事業実施要領」(平成14年6月5日付け14水港第960号)

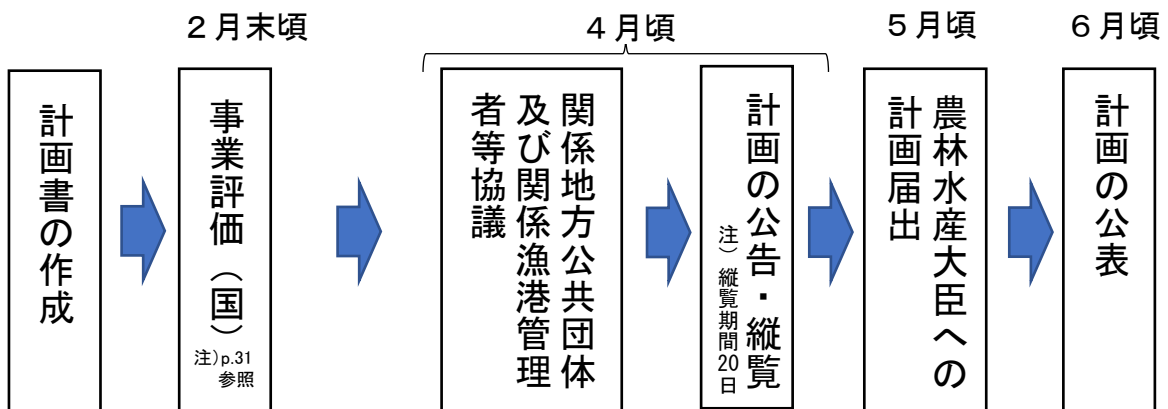
<参考資料>

- 漁港漁場関係事業事務必携 (令和4年度:公益社団法人全国漁港漁場協会)
- 漁港計画の参考図書(令和4年度:水産庁)
- 人工魚礁漁場造成計画指針(平成12年度:社団法人全国沿岸漁業振興開発協会)
- 増殖場造成指針(昭和58年度:(社)全国沿岸漁業振興開発協会)
- 増殖場造成計画指針[マダイ・イセエビ編](昭和63年度:(社)全国沿岸漁業振興開発協会)
- 増殖場造成計画指針[ヒラメ・アサリ編](平成8年度:(社)全国沿岸漁業振興開発協会)

事業基本計画(特定計画以外※<sup>1</sup>)の計画承認までの流れ



(参考) 地方公共団体等の特定計画※<sup>2</sup>の策定・公表までの流れ

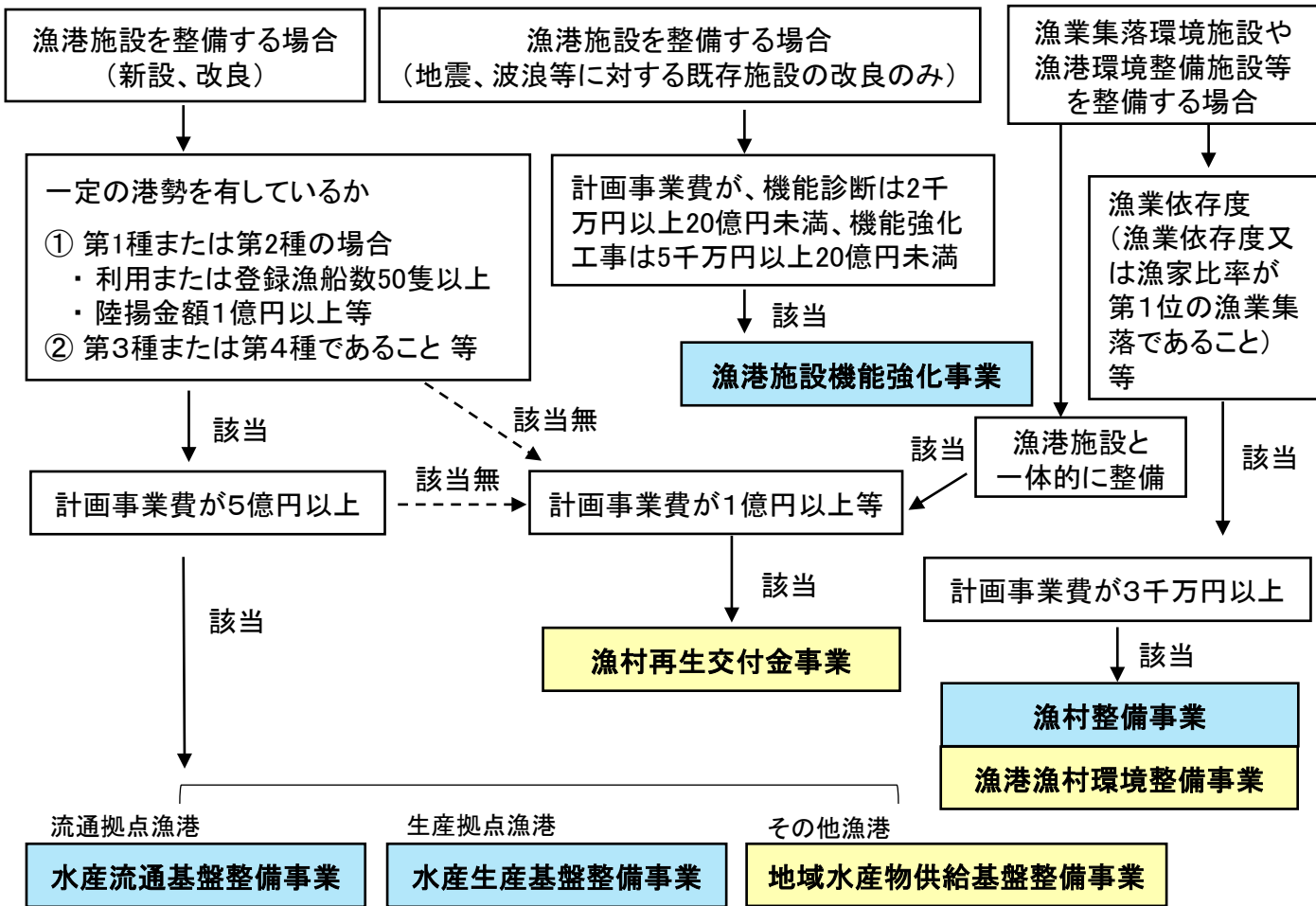


※<sup>1</sup> 特定計画以外の計画とは、一事業の計画事業費が20億円以下等の特定の要件を満たさない計画である。当該計画に基づく事業は地方財政法第16条に基づいて実施される予算補助事業となる。

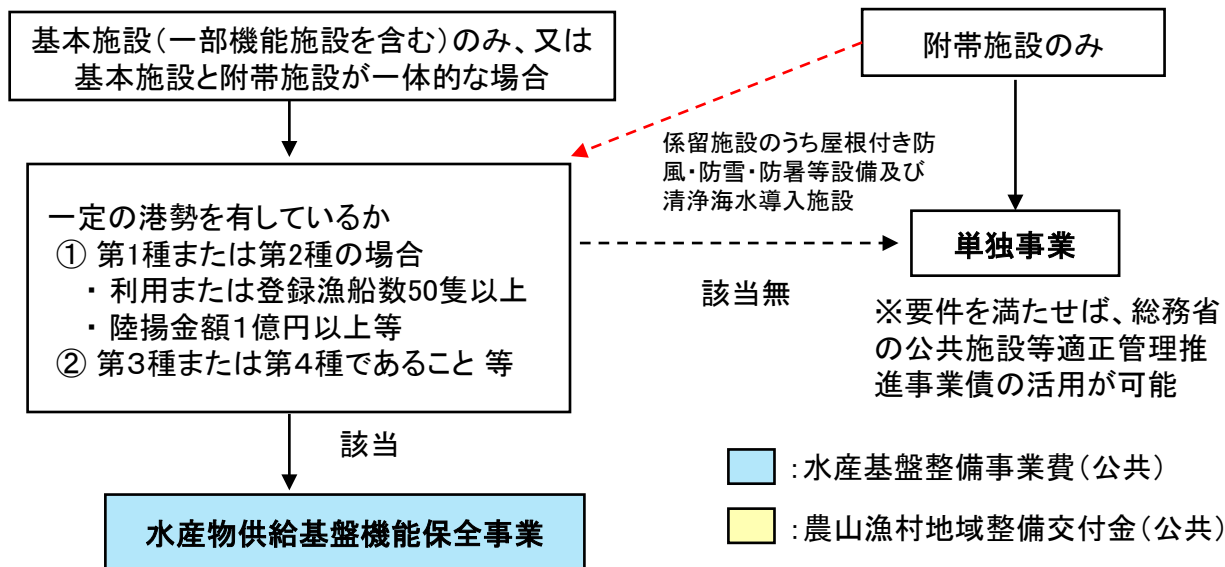
※<sup>2</sup> 特定計画とは、漁港漁場整備法施行規則第1条の2で定める「計画事業費が一事業につき20億円を超えるものであること。」等の要件を満たす計画である。当該計画に基づく事業は特定漁港漁場整備事業となり、漁港漁場整備法に基づいて実施される法律補助事業となる。

# 漁港関係事業メニュー早見表

## 【機能保全工事以外の場合】



## 【機能保全工事の場合】



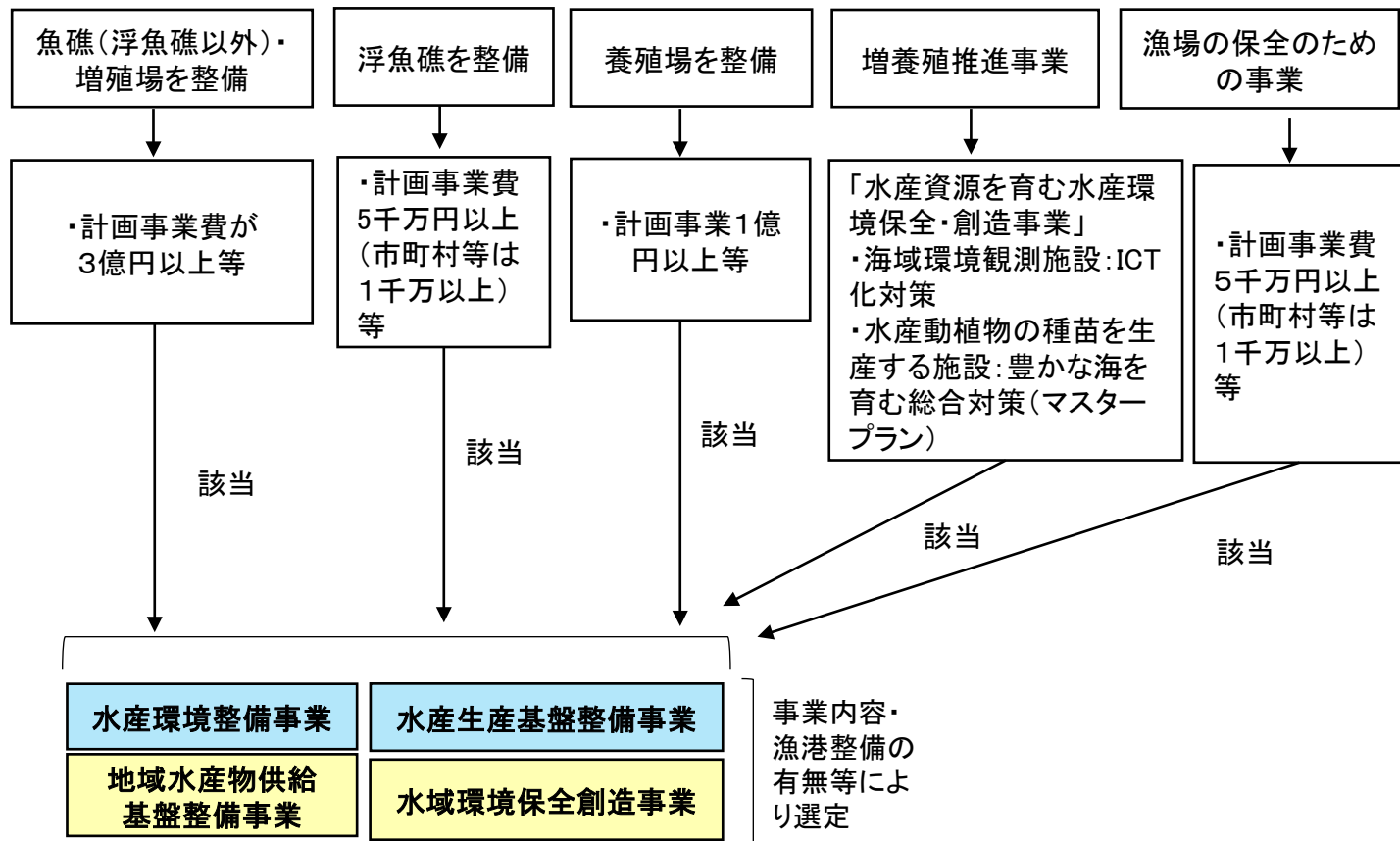
■ : 水産基盤整備事業費 (公共)

■ : 農山漁村地域整備交付金 (公共)

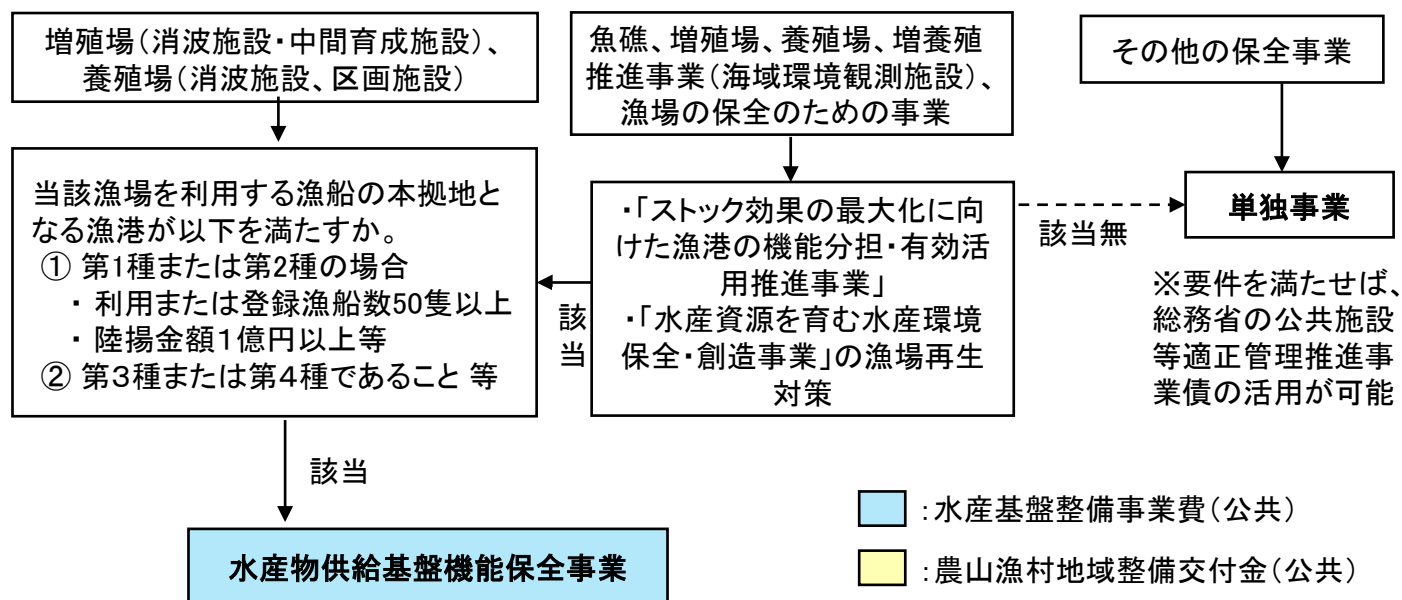
[注] 上記の事業の他、計画事業費3億円未満1千万円以上の漁港施設等の新築、増築、改築、補修又は除却は、漁港機能増進事業 (非公共) により実施可能。また、地域再生計画に基づく第1種漁港又は第2種漁港の整備は、港整備推進交付金で実施可能。

# 漁場関係事業メニュー早見表

## 【機能保全工事以外の場合】



## 【機能保全工事の場合】



[注]上記の事業の他、計画事業費3億円未満1千万円以上の漁港施設等の新築、増築、改築、補修又は除却は、漁港機能増進事業(非公共)により実施可能。また、地域再生計画に基づく第1種漁港又は第2種漁港の整備は、港整備推進交付金で実施可能。

第1号様式(第1条の3、第3条関係)

特定漁港漁場整備事業計画書

1 目的

目的

(1) 地域の特徴

●●●村は、●●●県●●●半島の西部に位置し、北から、●●●●●●●●●●の7つの漁港を有し、漁業が基幹産業である。

このため、県は令和元年策定の基本計画「『●●●●●●』への挑戦」に、村は平成30年策定のアクションプラン「『●●●●●●』を実現するために」に、漁村の文化や観光などの資源を活用して地域に雇用を生み出し、漁村を守ることを掲げている。

こうした中、●●●●●●●●●●漁業協同組合は、村の中心部に位置し、定期船及び観光船の発着場や、村唯一の観光商業拠点施設及び水産物処理加工施設がある佐井漁港での本格的な海面魚類養殖への展開を目指し、村は、新たな漁業者の育成・定住を促進する「●●●●●●事業」等に取り組んでいるほか、県・村・漁協が一丸となって、漁港内の増養殖場や近隣の藻場等を観光へ活用する取組の準備を進めており、漁港を高齢者や女性、新規就業者でも安全に働くことができる「なりわい」の場とするとともに、漁港に人を呼び込み「にぎわい」を創出することによる漁村の所得向上と活性化を目指している。

(2) 水産業の沿革と現状

●●●●●●●●●●漁港では、古くからタラ、サメ、ヒラメなどの刺し網漁業やアワビ、コンブ、ワカメ等の採貝藻漁業が盛んで、近年は、ミズダコのかご漁業、ヒラメ・カレイなどの刺し網漁業、ワカメ養殖漁業、ウニなどの採貝漁業が盛んに行われている。

こうした中、漁協は、県の海面漁業調整規則よりも強化した資源管理として、ナマコの操業期間をより短くし、採捕サイズの規則も加えて実施しているほか、独自の資源管理として、コンブやワカメなどには操業期間、ヒラメやマコガレイには採捕サイズと漁具の制限、ミズダコには個体重量制限と操業場所、休漁日の規則を定めるなど、積極的に資源管理の取組を実施しており、将来的には、これらの取組について、改正漁業法に基づく資源管理協定への移行も目指している。

また、ヒラメ・カレイなどに活〆神経抜き技術を導入し、漁獲物の高付加価値化に取り組むとともに、関東や九州地方までの販路拡大による所得向上の取組を推進している。

さらに、漁協は、令和元年度から本漁港でマツカワガレイとサーモンの陸上養殖試験を実施し、今後は海面での本格的な魚類養殖への展開を目指している。

### (3) 漁港漁場整備の沿革と役割

●漁港は、昭和26年に県管理の第1種漁港に指定され、その後、第4種漁港に変更された昭和37年の翌年から、第3次漁港整備計画での修築事業により本格的な整備が始まり、平成13年までの同事業での継続した整備によって、現在の港形としたものである。

本漁港が面する●にはマグロの好漁場が形成され、県内外の漁船が操業しているが、冬期間は特に強風などの影響を受ける漁船航行上の難所でもあることから、本漁港は、周辺を航行または操業する漁船の避難港としての役割を担っている。

また、本漁港は、村の中心部に位置し、岸壁の一部は、●市との間での人と物資輸送を担う定期船や、国の天然記念物に指定されている「●」への観光船の発着場となっているほか、村唯一の観光商業拠点施設「●」もあることから、地域の生活と経済の拠点としての役割も担っている。

さらに、村と漁協は、漁業経営の安定化を目指し、「●漁港を中心とした生業・賑わい創出推進協議会」を立ち上げ、近隣漁港に分散した陸揚げにより、量がまとまらず不揃いなサイズでの出荷による魚価の低迷や、出荷できずに自家消費してロスが発生している状態を解消させるため、令和3年度から、村の中心に位置し、観光拠点でもある●漁港に、近隣4漁港から陸揚げ機能を集約させることとしている。

加えて、漁協は、令和元年度から本漁港でマツカワガレイとサーモンの陸上養殖試験を実施し、今後は漁港の沖合や既設防波堤背後での本格的な海面魚類養殖を計画している。このように●漁港は、避難港、地域の生活と経済の拠点、陸揚・集出荷拠点、生産拠点としての多くの重要な役割を担っている。

### (4) 当該事業計画の目的

#### ① 水産業の競争力強化と輸出促進（生産コストの縮減対策）

荒天時において、主要な防波堤である北防波堤からの越波により、港内静穏度が確保されず、漁船や定期船、遊覧船を安全に係留することが出来ない状況となっている。

また、サケ等の回遊性魚種の近年の不漁から、漁業経営の安定を図るため、生産性の高い増養殖場の造成が求められている。

このため、港内静穏度の確保を目的とした防波堤と、海面魚類養殖に適した水域の確保を目的とした消波堤の機能を併せ持つ沖防波堤を整備するとともに、ウニ、ナマコ等の多様な水産資源の維持・増大を図るため、産卵や稚魚の育成の場となる増殖場（藻場）を整備し、漁業活動の安全性・効率性の向上及び漁業経営の安定を図る。

#### ② 大規模自然災害に備えた対応力強化（防災・減災対策）

荒天時において、主要な防波堤である北防波堤からの越波により、港内静穏度が確保されず、安全に係留できる水域が限られていることから、近隣海域を操業中の



漁船の避難を断ることもあり、避難港としての役割を十分に果たせていない。

このため、北防波堤の沖側に沖防波堤を整備し、港内静穏度を向上させて避難船が安全に係留できる水域を創出することで、避難港としての役割を果たし、海難に発展する危険を回避する。

### ③ 漁港ストックの最大限の活用と漁村のにぎわいの創出（就労環境改善対策）

陸揚げ機能を集約する荷さばき所前面の陸揚げ岸壁は、小型漁船にとっては天端高が高いことから、陸揚げ作業時の肉体的負担が大きい状況となっている。このため、－2.0m物揚場（浮棧橋）を整備し、作業労力の軽減を図る。

また、本漁港には防雪防暑施設が整備されていないことから、陸揚げ作業時の降雨や降雪、直射日光による水産物の品質低下や異物混入、作業環境の悪化等を招いている。このため、－3.0m岸壁（防雪防暑施設）を整備し、水産物の品質及び漁業活動の安全性・効率性の向上を図る。

さらに、現在、県・村・漁協は、一丸となって、漁港内の増養殖場や漁港近隣の藻場等を観光へ活用する取組の準備を進め、漁港に人を呼び込み「にぎわい」を創出することによる漁村の所得向上と活性化を目指しており、本事業で整備する漁港漁場施設は、これらの取組にもフル活用されるものである。

## 2 施行に係る区域及び工事に関する事項

### (1) 区域に関する事項

#### イ 区域名

区域名	●●●地区
-----	-------

#### ロ 所在地等

都道府県名	●●●県	関係市町村	●●●村
地域指定	過疎、辺地、振興山村、農村促進、半島振興		
整備対象漁港名	●●●漁港	整備対象漁場名	●●●漁場

#### ハ 位置図





位置図	別紙参照
写真等	
	別紙参照

# 位置図

【県：地区特定漁港漁場整備事業(水産生産基盤整備事業)】

## 漁港位置図

### 凡例

-  令和2年度までに完成
-  当該事業計画
-  その他事業  
(R2年度まで施工済)
-  その他事業  
(R3年度以降の計画)

### 漁港航空写真

都道府県名  県 事業名 水産生産 地区名  地区 漁港名  漁港



令和元年10月 撮影

## ② 既設北防波堤からの越波状況



荒天時において、主要な防波堤である北防波堤からの越波により、港内静穏度が確保されず、漁船や定期船、遊覧船を安全に係留することが出来ない状況となっている。また、漁業経営の安定を図るため、魚類養殖に適した静穏な水域の確保が求められている。

令和2年3月 撮影

## ④ 既設北防波堤からの越波状況



荒天時において、主要な防波堤である北防波堤からの越波により、港内静穏度が確保されず、漁船や定期船、遊覧船を安全に係留することが出来ない状況となっている。また、漁業経営の安定を図るため、魚類養殖に適した静穏な水域の確保が求められている。

令和2年8月 撮影



## 当該区域の水産業に係る現況、課題及び整備方針

## ○圏域の県内での役割

■■■■魚港が属する■■■■圏域は、■■■■県の北部に位置し■■■■の3町2村にある19漁港、1港湾の計20港で構成している。

本圏域は、地域団体商標登録の■■■■産の「■■■■」や■■■■産の「■■■■鮫鱈」、活〆神経抜き技術を取り入れた佐井産のヒラメ・カレイなどの高品質な水産物を産地市場を有する流通拠点（■■■■港）をはじめ、本漁港などの各生産拠点で生産し、県内外に出荷する役割を担っている。

## ○当漁港の圏域内での役割とそのための整備方針

■■■■魚港は、避難港及び地域の生活と経済の拠点であるほか、■■■■圏域における生産拠点漁港としての役割を担っている。

また、令和3年度からは、機能集約により近隣4漁港の陸揚・集出荷機能を有するほか、今後は本格的な海面魚類養殖の拠点としての役割も担っている。

このことから、避難港、地域の生活と経済の拠点、陸揚・集出荷拠点、養殖等の生産拠点としての多くの重要な役割を果たすため、次の漁港漁場整備を行う。

施策別の方針は、次のとおりである。

## (1) 水産業の競争力強化と輸出促進（生産コストの縮減対策）

## ① 現況、課題

荒天時において、主要な防波堤である北防波堤からの越波により、港内静穏度が確保されず、漁船や定期船、遊覧船を安全に係留することが出来ない状況となっている。

また、サケ等の回遊性魚種の近年の不漁から、漁業経営の安定を図るため、生産性の高い増養殖場の造成が求められている。

## ② 整備方針

港内静穏度の確保を目的とした防波堤と、海面魚類養殖に適した水域の確保を目的とした消波堤の機能を併せ持つ沖防波堤を整備するとともに、ウニ、ナマコ等の多様な水産資源の維持・増大を図るため、産卵や稚魚の育成の場となる増殖場（藻場）を整備し、漁業活動の安全性・効率性の向上及び漁業経営の安定を図る。

## (2) 大規模自然災害に備えた対応力強化（防災・減災対策）

## ① 現況、課題

荒天時において、主要な防波堤である北防波堤からの越波により、港内静穏度が確保されず、安全に係留できる水域が限られていることから、近隣海域を操業

中の漁船の避難を断ることもあり、避難港としての役割を十分に果たせていない。

## ② 整備方針

北防波堤の沖側に沖防波堤を整備し、港内静穏度を向上させ避難船が安全に係留できる水域を創出することで、避難港としての役割を果たし、海難に発展する危険性を回避する。

## (3) 漁港ストックの最大限の活用と漁村のにぎわいの創出（就労環境改善対策）

### ① 現況、課題

陸揚げ機能を集約する荷さばき所前面の陸揚げ岸壁は、小型漁船にとっては天端高が高いことから、陸揚げ作業時の肉体的負担が大きい状況となっている。

また、本漁港には防雪防暑施設が整備されていないことから、陸揚げ作業時の降雨や降雪、直射日光による水産物の品質低下や異物混入、作業環境の悪化等を招いている。

### ② 整備方針

－ 2.0 m物揚場（浮棧橋）を整備することで、陸揚げ時の岸壁と小型漁船の高低差を解消し、陸揚げ作業の労力の軽減を図る。

また、－ 3.0 m岸壁（防雪防暑施設）を整備することで、陸揚げ作業時における降雨や降雪、直射日光の影響を回避し、水産物の品質及び漁業活動の安全性・効率性の向上を図る。